

生徒心得

神奈川県立藤沢西高等学校生徒としての誇りと自覚をもって、つねに良識ある行動をとり、健全明朗な学校生活を送るよう、次のことがらを励行する。

1 登下校

- (1) 8時35分までに登校すること。
- (2) 登下校の途中においては、つねに交通規則を遵守する。
- (3) 午後5時までには下校する。
- (4) 部活動は午後7時までに終了し、午後7時30分には完全に下校する。
- (5) 特別の理由で下校時刻以後残留する場合は関係職員に届け出てその指示を受ける。
- (6) 下校するときは、戸締り、消灯等に留意する。
- (7) 自動車、バイクの使用は認めない。
- (8) 自転車を使用する場合は、所定の届出をして許可を得る。また、自転車は所定の場所に整然と置く。

2 校内生活

- (1) 校舎内外の清潔整頓を心がけ、教室の換気・採光等に気をつける。
- (2) 学習は積極的に行い、能率よく効果的に進められるように努力する。
- (3) 登校後の外出は認めない。やむを得ず外出する場合は、ホームルーム担任の許可を得る。
- (4) 所持品には必ず学年、組、氏名を明記し、必要以上の金品は持参しない。
- (5) 金銭の取扱いは厳正に行う。必要があつて生徒間で金銭の徴収をするときは、事前に関係職員に届け出る。
- (6) 物品等を紛失又は拾得した場合は速やかに届け出る。
- (7) 貴重品は自己管理を原則とする。移動教室や体育時にあつてはHR教室の個人ロッカーに鍵をかけて保管する。
- (8) 学校の施設、備品を使用する場合は責任者を明確にし、予め関係職員の許可を受ける。なお、施設、備品等を破損した場合は直ちに届け出る。
- (9) 集会を催す場合は、事前に関係職員に届け出て、学校の許可を受ける。
- (10) 校内の掲示物、印刷物、出版物の配布等については、関係職員の指示を受ける。

3 服装等

- (1) 生徒は本校所定の制服を着用し、校章をつける。
- (2) 藤沢西高生として品位ある頭髪・身なりに心がけ、華美なものは避ける。
- (3) 異装の場合は所定の用紙で届け出て、許可を得る。

服装規定細則

項 目		細 則
制 服	男	上 着……………黒色詰襟 前5つボタン、袖口2つボタン(指定のもの) スラックス…黒色
	女	上 着……………紺色テーラー型シングル スカート……紺色6本箱ひだ型 スラックス…紺色
	5月～10月は「冬服・夏服併用期間」とする。	
シャツ		襟付きの白無地(ワイシャツ又はポロシャツ)
セーター・ベスト類		単色で華美でないものを、上着の下に着てもよい。
コ ー ト 類		単色で華美でないもの
校 章	男	ねじ型……………上着左襟につける。
	女	ピン型……………上着左襟につける。
靴	登校靴	ハイヒール、下駄、サンダル、厚底類は認めない。

4 校外生活

- (1) 校内の団体が、校外で会合を催すとき及び対外交渉（対外試合、共同研究を含む）をもつときは、事前にその目的、時間、場所等を届け出て許可を得る。
- (2) 校内の団体が、本校以外の団体、同好会等に参加あるいは加入する場合は学校長の許可を必要とする。
- (3) アルバイト、旅行又は宿泊をとまなう行事等への参加等は所定の用紙で届け出る。
- (4) 高校生として好ましくない飲食店及び娯楽施設に立ち入ることはしない。
- (5) 夜間の外出はできるだけ避ける。
- (6) 校内外にかかわらず、生徒同士で物品の売買をしてはいけない。
- (7) 暴力行為、不良行為にかかわりのないよう、慎重な配慮をもって行動する。

5 その他

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引は生徒手帳の諸届欄に記入の上、事前にHR担任に届け出る。止むを得ない場合は当日8時30分までに電話連絡し登校時に届け出る。
- (2) 学校感染症に罹患した場合は、次の期間を基準として出席停止とすることができる。

感染症名	出席停止期間の基準
感染症予防法に規定される1類、2類感染症（結核を除く） エボラ出血熱、ペストなど11種類 ※「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなすため、新型コロナウイルスもここに含みます。	治癒するまで
インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症とは

学校での流行を防ぐため、必要があれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置を取ることができる疾患です。以下に、出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- 感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス感染症等）
- ヘルパンギーナ ● ウィルス性肝炎 ● マイコプラズマ感染症

- (3) 忌引は次の基準にもとづく。

父 母…………… 7日
 祖父母，兄弟姉妹…………… 3日
 伯（叔）父・伯（叔）母… 1日
 曾祖父母…………… 1日
 父母の忌日…………… 1日

なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要のある場合は、実際に要した日数を加算する。